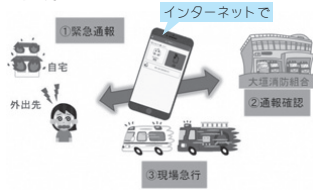


大垣消防組合からのお知らせ

▶ Net119緊急通報システムの運用を開始します

11月1日から、Net119の運用を開始します。Net119は、携帯電話やスマートフォンなどからインターネット回線を利用して音声によらない119番通報ができるサービスです。



◆**対象**／大垣消防組合が管轄する地域に在住または通勤・通学する人で、聴覚や言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な人

◆**登録方法**／消防署で配布の申請書（同組合HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同組合消防指令課（〒503-0933 外野3-20-2、☎87-0119）へ ※詳しくは同組合HPを参照

▶ ホワイトシャッター事業の協賛企業を募集します

大垣消防組合は、消防の力になりたいという企業の支援の思いを消防・救急・防災活動や啓発につなげるため、ホワイトシャッター事業に参画しました。

同事業への協賛など、詳しくは、(一社)PFI開発支援機構HPまたは、同組合総務課（☎87-1511）へ。



同支援機構HP

ホワイトシャッター事業とは？

消防車のシャッター部分に賛同企業のロゴを掲載することで、組合に消防・救急・防災に必要な資機材が寄附されるという、新たな支援プロジェクトです。



人権について考える

同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、特定地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けたりする、わが国固有の重大な人権問題です。

近年では、インターネット上の掲示板やSNSを利用した、部落差別を助長・誘発するような内容の書き込みが問題となっています。例えば、同和地区やその出身者に対する誹謗中傷や、同和地区の所在地を特定する情報の投稿などがあげられます。インターネット上には、こうした差別を助長・誘発する根拠のない情報や誤った情報が氾濫しています。こうした情報をうのみにせず、正しく適切な判断ができる知識をもつことが大切です。



私たち一人ひとりが、同和問題について正しく理解することで、差別や偏見のないまちにしていきたいと思います。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。



中川ふれあいセンター 浴室の利用休止

中川ふれあいセンターの浴室は、給湯設備工事に伴い、10月14日(水)の利用ができません。皆様のご理解とご協力をお願いします。詳しくは、同センター（☎82-8888）へ。



都市計画用途地域等の変更に係る案の縦覧

市は、都市計画用途地域の変更・都市計画特別用途地区の変更に係る案の縦覧を行います。縦覧期間中、市に意見書を提出することができます。

*とき／10月2日(金)～16日(金)の平日
午前8時30分～午後5時15分

*ところ／都市計画課
*問合せ／同課（☎47-8694）へ



公証週間無料相談

*とき／10月1日(木)～7日(水)
午前9時30分～正午、午後1時～6時 ※電話予約優先、4日(日)は午前10時～正午、午後1時～3時(要予約)
*ところ／大垣公証役場(丸の内)
*相談内容／遺言、離婚、金銭貸借、土地建物貸借など
*問合せ／同公証役場（☎78-6174）へ



新たに働くヘルパーさんを支援します

市は、新たに障害福祉サービス事業所に就労する居宅介護職員などに奨励金を交付します。対象要件など詳しくは、障がい福祉課（☎47-7298）へ。

◆**対象**／次の①～④のすべてを満たす市内在住の人 ①居宅介護職員初任者研修などを修了した ②令和2年4月1日以降に市内の障害福祉サービス事業所に初めて就労する ③就労日以降、6か月以上継続して居宅介護職員などとして月15日以上勤務し、かつ申請時に勤務を継続している ④市税等を完納し、大垣市介護人材就労支援奨励金を受給していない

◆**対象障害福祉サービス事業所**／市内の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、施設入所、共同生活援助、移動支援を行う事業所

◆**奨励金額**／5万円（1回限り）



快適な暮らしを支える下水道

下水道は正しく使いましょう！

下水道は衛生的で快適な生活を送るための公共施設です。そのため、下水道には何を流してもいいというわけではありません。

トイレには、水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などは流さないでください。そのほか、『トイレに流せる』ティッシュやクリーナーなどであっても、多量に流すと、排水管の詰まりの原因になりますので、お控えください。台所については、食べ残しなどの固形物、天ぷら油などの廃油は流さないでください。食器についた油は、キッチンペーパーなどで拭き取ってから洗ってください。一人ひとりがルールを守り、下水道を正しく使いましょう。



下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いします。

工事費用の見積もりや施工は、市指定の下水道排水設備指定工事店（市HPに一覧を掲載）にご依頼ください。



【問合せ】 下水道課（☎47-8714）